

# 市民みんなで助け合う 交通災害共済へ ご加入を

1日1円共済でおなじみの交通災害共済は会員が不幸にして交通事故にあった時、少しでもお役に立つように、会員相互で助け合う制度です。平成7年度は、大人58,803人、小人11,275人が加入（加入率83.2%）されています。万一に備えて、平成8年度も家族そろって加入しましょう。

## 共済見舞金の額

傷害の程度		金額(円)
死	亡	1,000,000
治療日数180日以上	の傷害	120,000
治療日数150日以上	の傷害	85,000
治療日数120日以上	の傷害	70,000
治療日数90日以上	の傷害	60,000
治療日数60日以上	の傷害	35,000
治療日数30日以上	の傷害	25,000
治療日数7日以上	の傷害	10,000
治療日数7日未満	の傷害	5,000
身体障害者加算	1級・2級	400,000
	3級	200,000

※治療日数は事故の日から6か月以内の場合  
入院日数×1.5+通院日数です。

## 事故にあったら 必ず警察へ

自損事故の場合も、必ず警察に届け出てください。自動車安全運転センターの発行する交通事故証明がないと、見舞金の請求ができない場合があります。

### ○加入できる人

市内に住んでいて、住民届をしている人（住民基本台帳に記載）と、外国人登録をしている人

### ○共済期間（有効期間）

平成8年4月1日から平成9年3月31日までの1年間

### ○会費（年間）

大人 360円・中学生以下 240円

### ○加入申込み

加入申込書を2月下旬に皆さんの家庭に配ります。会費を添えて3月13日(木)までに総代、駐在員さんを通じて申し込んでください。また、直接市内の金融機関でも3月29日(金)までお取扱いただけます。

### 対象となる事故

自動車、バイク、自転車などによる人身事故および鉄道用の車両(乗車中の場合を除く)による踏切における人身事故。ただし、日本国内の事故に限ります。

### 見舞金の請求

事故が起きた日から1年以内に、次の書類を添えて、市役所交通防犯課（新館2階）へご請求ください。

- ①交通事故証明書
- ②会員証（兼領収書）
- ③医師の診断書（治ゆ・死亡の時）
- ④印鑑
- ⑤運転免許証（本人が運転していた場合）
- ⑥戸籍謄本（死亡の時）

### 見舞金の請求者

- (1)請求者は、事故にあった本人。  
ただし、未成年の場合は親権者
- (2)死亡事故の場合は遺族。

その請求順位は、配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹の順で、死亡者と同居の人が優先となります。

### 見舞金が支給されない場合

無免許運転、飲酒運転、スピード違反で事故を起こし、死傷した時は見舞金が支給されません。

詳しくは交通防犯課 ☎66-1156まで